



はありません。  
業務上・外の判断に当たっては、①精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の確認、②業務による心理的負荷の強度の評価、③業務以外の心理的負荷の強度の評価、④個体側要因の評価、等について具体的に検討し、「判断要件」により、総

荷が認められること  
(3)業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと  
以上の(1)、(2)及び(3)のいずれをも満たす精神障害を、業務上の疾病として決定することとなります。

僚等)から、当該労働者の様子等に関して、いつ頃から、どのような言動・所作から当該労働者の精神あるいは身体の変調に気付いたかについて詳細に聴取することになります。

なお、その際家族以外の関係者からは、請求人(家族)の申し立てを裏付ける情報はもとより、事業場における当該労働者の行動、言動、勤務終了後の行動(飲酒状況等)の情報も得るようになっています。

また、治療歴のある事業場も同様ですが、事業場から、人事考課、定期健康診断個人票、入社時の適性検査結果等の収集、さらに、当該労働者のこれまでの健康状態、業務の精神健康上の問題等の情報について、事業場の産業医の意見を参考とするようにしており、可能な限り協力を求めるようになっています。

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の一部改正」  
(平成21年4月6日付)  
が発出されて1年が経過しました。

当該改正は、平成11年9月14日付の判断指針の一部改正で「ひどいじめ、嫌がらせ」を心理的負荷の強度「Ⅲ」(人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷)に位置づけるなど、具体的出来事について新たに12項目を追加し、既存の具体的出来事のうちの心理的負荷をより適切に評価するため、7項目を

## 心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の一部改正について

修正しました。

「ひどいじめ、嫌がらせ」は、その内容・程度が業務指導の範囲を逸脱し、人格や人間性を否定するような言動と認められる場合に該当します。具体的出来事の追加、修正等を行いました。精神障害の業務上・外の判断の基本的考え方に変更

合的に判断します。

「判断要件」は、  
(1)判断指針で対象とされる精神障害を発病していること  
(2)判断指針の対象とされる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負

ここで判断要件のひとつとして、「判断指針で対象とされる精神障害を発病していること」があります。治療歴のある場合は、主治医等から医学的情報が得られますが、治療歴の無い場合(突然の自殺)は、発病の有無の判断に苦慮するところです。関係者(家族、同